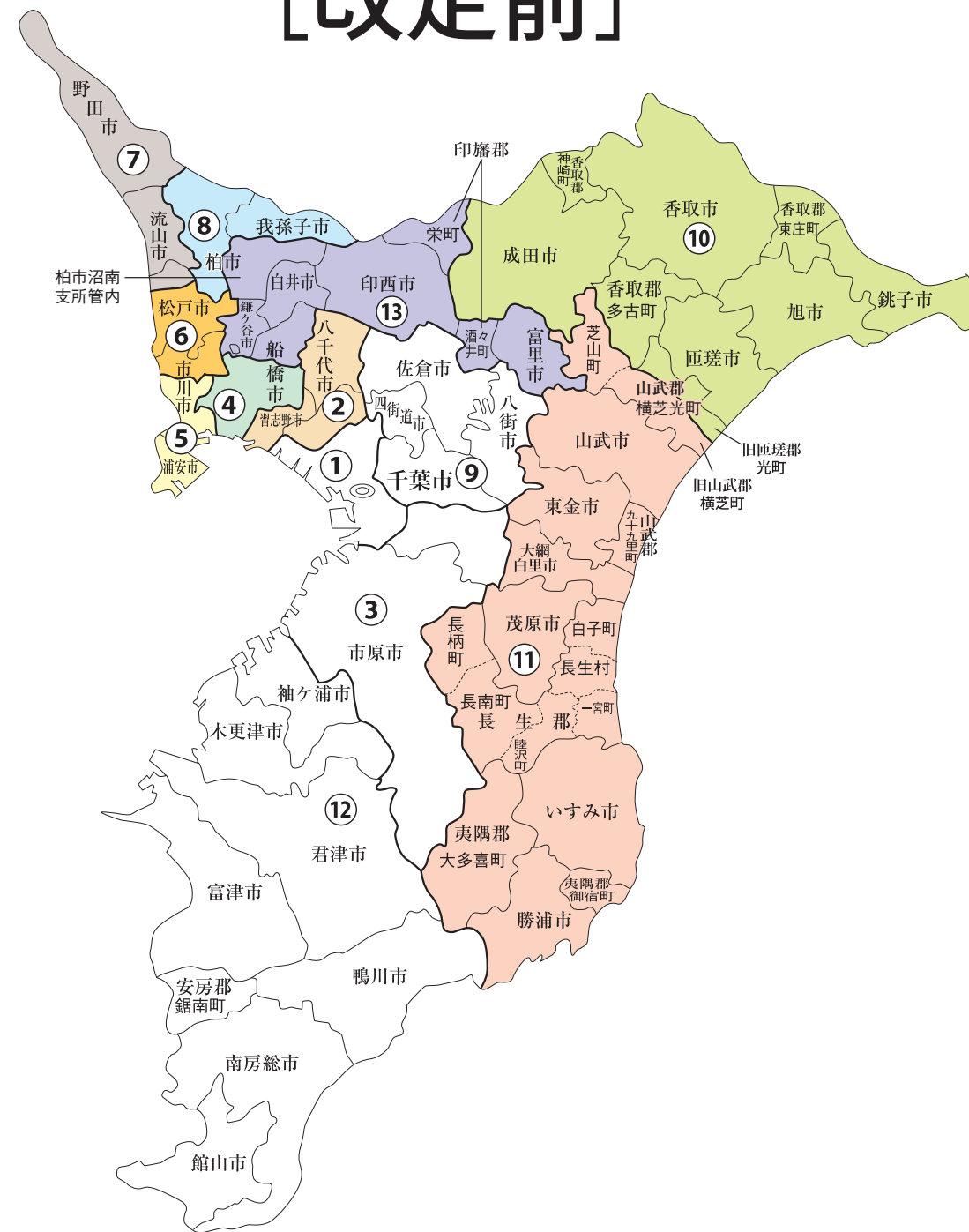


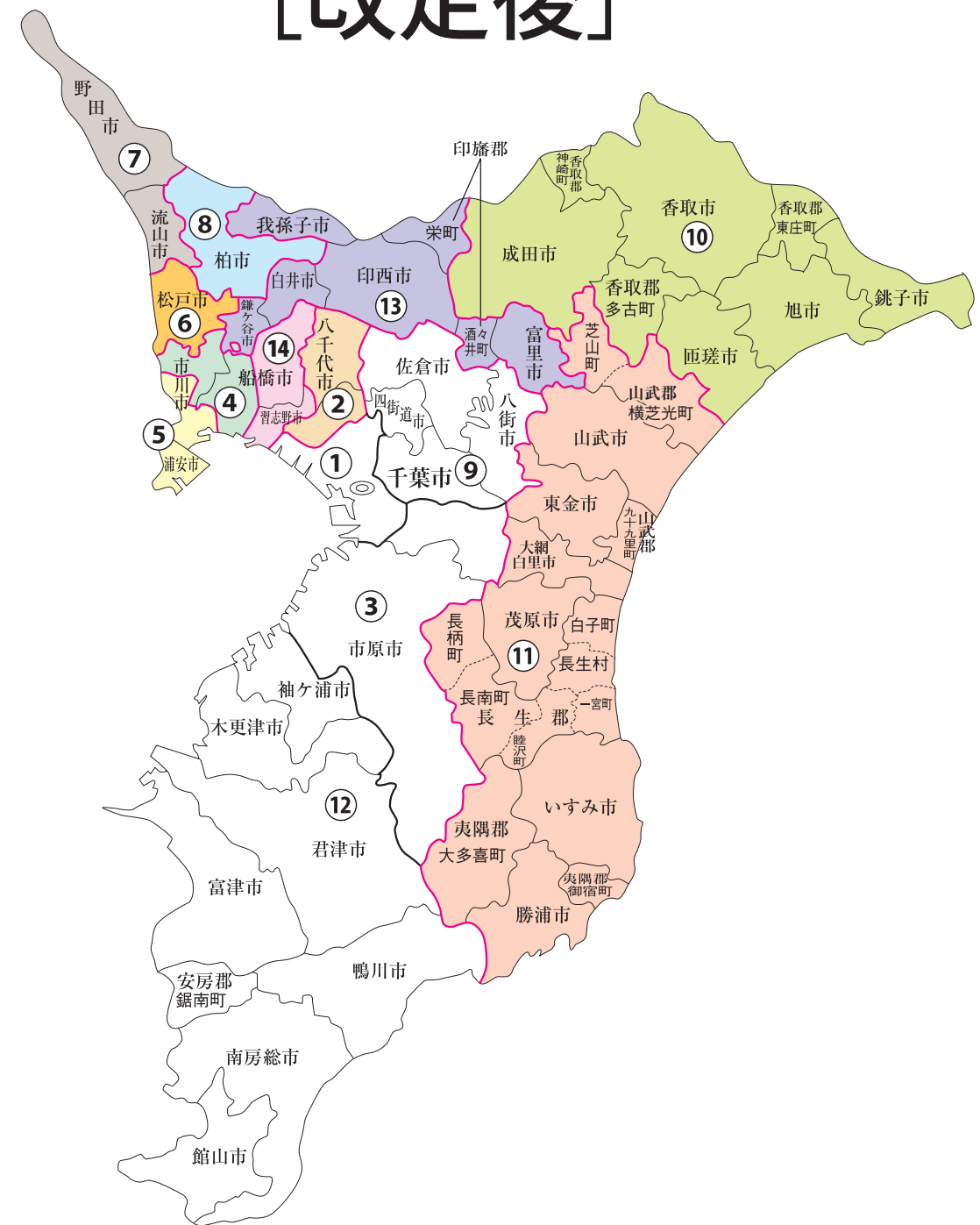
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

千葉県

[改定前]



[改定後]

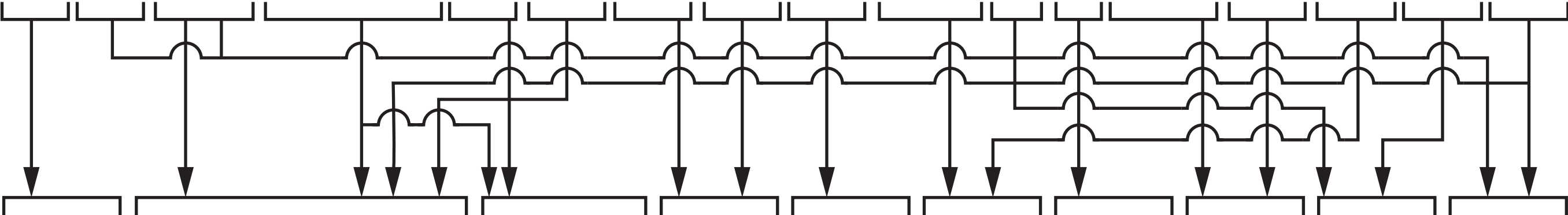


お問い合わせは

- 総務省選挙部 ●都道府県選挙管理委員会
●市区町村選挙管理委員会

旧選挙区

第2区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区	第10区	第11区	第13区
千葉市 花見川区 八千代市 習志野市	船橋市 本庁管内 船橋市二宮出張所管内 船橋市芝山出張所管内 船橋市高根台出張所管内 船橋市習志野台出張所管内 船橋市西船橋出張所管内 船橋市船橋駅前総合窓口センター管内（丸山1丁目～5丁目に属する区域を除く。）	市川市 本庁管内 市川1丁目～3丁目、市川南1丁目～5丁目、真間1丁目～3丁目、新田1丁目～5丁目、平田1丁目～4丁目、大洲1丁目～4丁目、大和田1丁目～5丁目、東大和田1丁目、東大和田2丁目、稲荷木1丁目～3丁目、八幡1丁目～6丁目、南八幡1丁目～5丁目、菅野1丁目～6丁目、東菅野1丁目～3丁目、鬼越1丁目、鬼越2丁目、鬼高1丁目～4丁目、高石神、中山1丁目～4丁目、若宮1丁目～3丁目、北方1丁目～3丁目、本北方1丁目～3丁目、北方町4丁目、東浜1丁目、田尻、田尻1丁目～5丁目、高谷、高谷1丁目～3丁目、高谷新町、原木、原木1丁目～4丁目、二俣、二俣1丁目、二俣2丁目、二俣新町、上妙典 行徳支所管内 浦安市	市川市 第5区に属しない区域 松戸市 本庁管内 常盤平支所管内 六実支所管内 矢切支所管内 東部支所管内	松戸市 第6区に属しない区域 野田市 流山市	柏市 本庁管内 田中出張所管内 増尾出張所管内 富勢出張所管内 光ヶ丘出張所管内 豊四季台出張所管内 南部出張所管内 西原出張所管内 松葉出張所管内 藤心出張所管内 柏駅前行政サービスセンター管内 我孫子市	銚子市 成田市 旭市 匝瑳市 香取市 香取郡 山武郡 横芝光町 篠本、新井、宝米、市野原、二又、小川台、台、傍示戸、富下、虫生、小田部、母子、芝崎、芝崎南、宮川、谷中、目篠、上原、原方、木戸、尾垂イ、尾垂ロ、篠本根切	茂原市 東金市 勝浦市 山武市 いすみ市 大網白里市 山武郡 九十九里町 芝山町 横芝光町 第10区に属しない区域 長生郡 夷隅郡	柏市 第8区に属しない区域 鎌ヶ谷市 印西市 白井市 富里市 印旛郡 船橋市 第4区に属しない区域



新選挙区	千葉市 花見川区 八千代市	市川市 本庁管内 国府台1丁目～6丁目、市川4丁目、真間4丁目、真間5丁目、東菅野4丁目、東菅野5丁目、宮久保1丁目～6丁目、鬼越1丁目、鬼越2丁目、鬼高1丁目～4丁目、高石神、中山1丁目～4丁目、若宮1丁目～3丁目、北方1丁目～3丁目、本北方1丁目～3丁目、北方町4丁目、国分1丁目～7丁目、中国分1丁目～5丁目、北国分1丁目～4丁目、須和田1丁目、須和田2丁目、稲越1丁目～3丁目、曾谷1丁目～8丁目、下貝塚1丁目～3丁目、東国分1丁目～3丁目、堀之内1丁目～5丁目 大柏出張所管内	市川市 第4区に属しない区域	松戸市	野田市 流山市	柏市	鉾子市 成田市 旭市 匝瑳市 香取市 香取郡	茂原市 東金市 勝浦市 山武市 いすみ市 大網白里市 山武郡 長生郡 夷隅郡	我孫子市 鎌ヶ谷市 印西市 白井市 富里市 印旛郡	船橋市 第4区に属しない区域
	第2区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区	第10区	第11区	第13区	第14区

※第1区、3区、9区、12区は選挙区の変更はありません。